



事務連絡  
平成20年5月28日

各 都道府県 障害福祉関係  
老人保健福祉 担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
厚生労働省老健局計画課

地方税法施行規則第10条の7の3第1項第4号に規定する証明事務の取扱いについて

地方税法施行規則第10条の7の3第1項第4号に規定する証明事務について、その取扱いに関する疑義が生じております。

つきましては、取扱いの参考となると考えられる事項を別添のとおり整理しましたので、御参考としていただき、適切に取り扱われるようお願いいたします。

なお、本事務連絡の内容については、総務省自治税務局の了解済みですので申し添えます。

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 企画法令係 電話：03-5253-1111（内線3022） 厚生労働省 老健局 計画課 企画法令係 電話：03-5253-1111（内線3971）
--

地方税法施行規則第10条の7の3第1項第4号に規定する証明事務に係るQ&A

Q 「認知症である老人、身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又はこれらの者、身体障害児若しくは知的障害児の家族その他の関係者により組織される団体（法人格のない団体も含む。）で営利を目的としない団体」について、どのように確認すればよいか。

A まず、団体が有する会員名簿により、団体が当該名簿に記載された当事者及びその家族若しくはその他関係者で構成されていることを確認する方法が考えられます。

次に、社会福祉法第69条による第2種社会福祉事業の開始届に当たって徴しうる挙証資料により、設立目的・事業計画に沿って活動を行う団体であることを確認するとともに、直近の予算書又は決算書により事業の収支内容について確認する方法が考えられます。

Q 「その他の関係者」とは、どのような者か。

A 例えば、認知症である老人、身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又はこれらの者、身体障害児若しくは知的障害児の家族の支援者が考えられます。

Q 「営利を目的としない団体」とは、どのような団体か。

A 例えば、定款その他の基本約款における目的、事業内容に主として収益的要素が含まれていない団体と考えられます。

Q 当事者とその家族の構成比率が一定以上であることを考慮すべきか。

A 一律に一定の比率以上であることを要件とする必要はないものと考えられます。